

仙台市農業委員会第73回総会議事録

○ 開催日時 令和6年5月30日（木曜日）午後1時30分から午後2時43分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 17人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太		14 番 佐藤 とみ
		16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 1人 13番 佐藤 千治

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

5 協 議

(1) 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価

(2) 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）
について

(3) 令和6年度農地等の利用の最適化に関する意見（案）について

(4) 令和7年度農林関係税制改正に関する要望（案）について

6 報 告

(1) 農地改良工事（現状変更）届出について

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(4) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(6) 送電用電気工作物等の敷地に供する農地転用届出について

(7) 農業用施設に供する2アール未満の農地転用届出について

(8) 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻について

(9) 売渡あっせん希望農地一覧表

(10) 令和6年度農地パトロール（利用状況調査）の日程等について

7 その他

- (1) 会長報告
- (2) 農業委員会におけるタブレットの活用（案）について
- (3) 農業委員・農地利用最適化推進委員の最適化業務の引継ぎについて
- (4) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
副主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：副主幹	<p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第73回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。</p>	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：副主幹	<p>ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。</p>	
議 長 (佐々木会長)	<p>本日は、13番佐藤千治委員から欠席の届けがありました。18人中17人出席ですので、会議は成立しております。</p>	
3 議事録署名 委員の指名		
議 長	<p>次に、議事録署名委員については、6番 小野寺潔委員、7番 加藤和江委員を指名いたしますので、よろしく願いします。</p>	
議 長	<p>議案に入ります。 第1号議案から第3号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、5月22日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。赤間委員長から調査の結果を報告願います。</p>	
赤間第二調査	<p>第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、大里重市委員、</p>	

委員会委員長

熊谷幸夫委員、郷古雅春委員と私（赤間敬委員）の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として高山真里子農地利用最適化推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による新規就農が1件、売買による規模拡大が1件、贈与による農業承継が2件の合計4件です。調査の結果報告は、番号1番を熊谷幸夫委員から、番号2番を郷古雅春委員から、番号3番を大里重市委員から、番号4番を私（赤間敬委員）からします。番号1番は口頭報告をします。

熊谷幸夫委員
(10番)

番号1番は、売買により新規就農をするものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、これまで数年間市民農園において指導者からの指導を受けながらレタスやブロッコリー等50種類以上の野菜を栽培しており、今回農地を取得し、その経験を活かしながら新規就農するものです。耕うん機1台を購入し、2人で11aの農地に多品種少量生産で野菜を栽培し、自家消費する計画です。安定して生産できるようになったら務めている会社への納品や、社会貢献活動も希望しており、子ども食堂への食材寄付など、地域のためにできることを将来積極的に取り組みたいとのことです。5月14日に高山真里子農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(11番郷古雅春委員報告)

番号2番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で339aの農地を耕作しております。5月12日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(5番大里重市委員報告)

番号3番は、贈与により農業承継をするものです。父から子への贈与です。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で82aの農地を耕作しています。5月13日に今野勇一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(3番赤間敬委員報告)

番号4番は、贈与により農業承継をするものです。母から子への贈与です。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、家族4人で25aの農地を耕作しています。5月15日に戸ヶ瀬健治農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に
係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時39分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について
を上程いたします。調査の結果を赤間委員長から報告願います。

赤間第二調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、高橋勝彦委員、齋藤清太
委員、佐藤とみ委員の3名で行いました。今回の申請は、農地改良工事に一時転
用するものが1件、貸資材置場に転用するものが2件の合計3件です。調査の結
果報告は、番号1番を佐藤とみ委員から、番号2番と3番を齋藤清太委員からし
ます。番号1番は口頭報告をします。

佐藤とみ委員
(14番)

番号1番は、田から畑への農地改良工事として一時転用するものです。工事期
間が2年と長期であることから、一時転用の許可を必要とするものです。申請地
は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良
事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。申請は田
から畑にするため、田1,861㎡に盛土するもので、令和8年5月まで土を入れる
計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画
も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がない
と判断しました。資金計画は業者から無償で土を搬入してもらうため、費用がか
からないことを確認しております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えな

い」旨の意見書が交付されております。農振農用地区域であることから、農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無い」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。一時転用の期間は、令和8年5月29日までです。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(12番齋藤清太委員報告)

番号2番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、田878㎡を転用し、資材置場に420㎡、通路等に458㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、現地を既に整地済のため、あらたな費用が発生しないことを確認しております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、許可を得ないで貸資材置場として利用していたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田963㎡を転用し、資材置場に563㎡、駐車場に150㎡、通路等に250㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、現地を既に整地済のため、費用が発生しないことを確認しております。なお、許可を得ないで貸資材置場として利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

菅野則義委員
(8番)

番号1番についてですが、無償で土を貰って盛土するとのことですが、どのような土を入れるのでしょうか。また計画で2年もかかるというのは、どうしてな

のでしょうか。

佐藤とみ委員
(14番)

土については、宅地開発工事の際に出る土とのことですが。

事務局農地係長

補足いたしますが、宅地開発工事の進行に合わせて、工事で土が発生した都度、土を運んできて入れるということですので、宅地開発工事の期間と同様に、土を入れる工程も長期に渡るという説明が申請者からされております。

なお、過去に今回申請地の隣の農地も同様に、長い期間をかけて盛土して農地改良工事を行っています。現状は表土も入って、畑として使用するには支障のない状態になっていますので、今回の対象地での農地改良工事についても、同様に完了する計画です。

菅野則義委員
(8番)

その、改良工事が完了している隣の畑では、いま何か作っているのでしょうか。

事務局農地係長

牧草地にするということで聞いており、まだしっかり牧草が生育している状態にはなってはいませんが、荒れている状態ではありません。こちらの畑についても、遊休農地にならないように今後見ていく必要はあると考えております。

議 長

他に何かございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時47分)

議 長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを 上程いたします。調査の結果を赤間委員長から報告願います。

赤間第二調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、高橋勝彦委員、齋藤清太委員、佐藤とみ委員の3名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を高橋勝彦委員からします。

(書面報告)

(17 番高橋勝彦委員報告)

番号1番は、賃貸借により、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。申請は、運送業者が畑1,917㎡のうち531.82㎡を転用し、駐車場に288.19㎡、通路等に243.63㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。第1種農地は原則農地転用ができませんが、既存施設の拡張（既存施設の敷地の1/2以下に限る）であることから、不許可の例外に該当します。なお、許可を得ないで駐車場として利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、地上権の設定により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田1,983㎡を転用し、太陽光発電パネル設置に680.36㎡、通路等に1,302.64㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例による届出がされております。なお、許可を得ないで太陽光発電パネル設置として利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時49分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>(1)「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 —</p> <p>(1)「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」</p>
議 長	<p>ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(意見等なし)</p>
議 長	<p>意見等がなければ、(1)「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」は、「意見なし」として承認いたします。</p> <p>次に、(2)「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 —</p> <p>(2)「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」</p>
議 長	<p>ご異議・ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>異議がなければ、(2)「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」は、承認いたします。</p> <p>次に、(3)「令和6年度農地等の利用の最適化に関する意見(案)について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 —</p> <p>(3)「令和6年度農地等の利用の最適化に関する意見(案)について」</p>
議 長	<p>ご異議・ご意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>

議 長	<p>異議がなければ、(3)「令和6年度農地等の利用の最適化に関する意見(案)について」は、承認いたします。</p>
事務局振興係	<p>次に、(4)「令和7年度農林関係税制改正に関する要望(案)について」を、事務局から説明願います。</p>
議 長	<p>— 説明 — (4)「令和7年度農林関係税制改正に関する要望(案)について」</p>
議 長	<p>ご異議・ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>異議がなければ、(4)「令和7年度農林関係税制改正に関する要望(案)について」は、承認いたします。 (午後2時05分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。 (1)農地改良工事(現状変更)届出については1件ありました。書面での報告とします。</p>
議 長	<p>(書面報告) (第二調査委員会赤間敬委員長報告) 番号1番の届出地は、市街化調整区域の農振その他の区域にある農地です。田から畑にするため、田682㎡に盛土するもので、改良工事後はカボチャを栽培する計画です。改良工事の期間は、令和6年6月4日から令和6年12月3日までの6ヶ月です。隣接地より約30cm高く盛土する計画ですが、届出地内でセットバック等を適切に行う計画としており、隣接地への影響はないと判断しました。また、仙台市大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。4月30日に佐藤とみ農業委員及び庄子亮一農地利用最適化推進委員が現地確認をしております。なお、事前着工していたことに対し、始末書が提出されております。関係書類は整備されていることを確認しております。詳細については、別添報告書のとおりです。</p>
議 長	<p>農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。 (全員なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(9)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願</p>

ます。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり8件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから7ページに記載のとおり18件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、8ページに記載のとおり5件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、9ページに記載のとおり2件ありました。(6)送電用電気工作物等の敷地に供する農地転用届出については、10ページに記載のとおり1件ありました。(7)農業用施設に供する2アール未満の農地転用届出については、11ページに記載のとおり1件ありました。(8)農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知書の返戻については、12ページに記載のとおり1件ありました。(9)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせん売渡希望農地を一時的に非掲載とするものが1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(9)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に、(10)令和6年度農地パトロール(利用状況調査)の日程等についてを、事務局から報告願います。

事務局農地係長

— 報告 —

(10)「令和6年度農地パトロール(利用状況調査)の日程等について」

議 長

報告事項(10)について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時16分)

議 長

続きまして、その他に入ります。

	(1)会長報告は、私（佐々木均会長）からいたします。 資料6 をご覧ください。
会 長	— その他 — (1)「会長報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(2)「農業委員会におけるタブレットの活用(案)について」を、事務局から説明願います。
事務局長	— その他 — (2)「農業委員会におけるタブレットの活用(案)について」
議 長	ご質問等はございますか。
郷古雅春委員 (12番)	耕作放棄地の検出システムですが、先ほど「衛星を使って」と説明がありましたが、恐らくリモートセンシングのような仕組みを用いたり、AIに耕作放棄地だと思われる土地を自動的に判別してもらおう、というようなイメージでしょうか。
事務局長	はい。ここ2、3年位で様々な実証実験などが実施されて導入件数も増えてきており、現在政令指定都市でも3、4ヶ所程度の都市で実施をしているようです。予算確保が前提となりますが、タブレットと衛星のGPS機能を併せてうまく活用することができれば、実際に現場を見に行く際の効率化と、地図の作成や、地図への情報反映などの作業負担も軽減できるのではと考えられます。
議 長	他になにかございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「農業委員、農地利用最適化推進委員の最適化業務の引継ぎについて」を、事務局から説明願います。
事務局副主幹	— その他 — (3)「農業委員・農地利用最適化推進委員の最適化業務の引継ぎについて」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)

議 長	質問等がないようですので、次に(4)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局振興係	<p>— その他 —</p> <p>(4)「事務局からの連絡事項について」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 6月～7月の予定表 2 他市町村農業委員会だより（色麻町）
議 長	<p>ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、その他について終了いたします。</p> <p>他に何かございますか。</p> <p>なければ、以上で議事の一切を終了いたします。</p>
司会：副主幹	<p>それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。</p>
嶺岸会長職務代理者	<p>以上をもちまして、仙台市農業委員会第73回総会を閉会します。</p>
	<p>閉 会</p>
	<p>(午後2時43分)</p>